

(第12号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1,249,600円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1,003,100円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">879,200円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804,300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の167</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の171</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p> <p><u>27 平成30年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、中野区長、副区長及び教育長にあつては「100分の36.35」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年3月1日から施行する。</p>	区長	1,249,600円	副区長	1,003,100円	教育長	879,200円	常勤の監査委員	804,300円	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料の額)</p> <p>第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">1,248,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">1,001,800円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">878,100円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;">804,300円</td> </tr> </table> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の162</u>、常勤の監査委員にあつては100分の152、12月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の166</u>、常勤の監査委員にあつては100分の156を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～26 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区長	1,248,000円	副区長	1,001,800円	教育長	878,100円	常勤の監査委員	804,300円
区長	1,249,600円																
副区長	1,003,100円																
教育長	879,200円																
常勤の監査委員	804,300円																
区長	1,248,000円																
副区長	1,001,800円																
教育長	878,100円																
常勤の監査委員	804,300円																

(参 考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長
現 行	1,248,000	1,001,800	878,100
改正案	1,249,600	1,003,100	879,200
差	1,600	1,300	1,100

第5条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	162/100	166/100	353/100
改正案	25/100	167/100	171/100	363/100
差	0	5/100	5/100	10/100